



きよかわむら 社協だより

2016
9
No.181



活気あふれる

夏祭り

8月19日、デイサービスでは毎年恒例の『夏祭り』を行い、利用者に加え、利用者のご家族、ひまわり児童クラブの皆さんをお招きし、共に楽しい一時を過ごしました。

この日は、ひまわり児童クラブの皆さんによるお神輿の披露に始まり、ボランティア等によるフランクフルト、たご焼き、かき氷などの模擬店、そしてお手玉の掴みどり、ラムネ釣り、ビンゴなどのゲームで会場は大いに賑わいました。また、最後は全員で輪になって炭坑節を踊り、祭りは最高潮に達しました。

この日のために、会場の飾り付けやチケットの準備を行ってきた利用者は、「子どもが嬉しそうにチケットを握って模擬店を回っていた」「たご焼きが美味しかった」と喜んでいました。

(関連記事3ページ)

9月号 おもな内容

- | | | | |
|---------------|----|------------|----|
| ●特集 成年後見制度 | 2P | ●デイサービスの話題 | 3P |
| ●災害ボランティア養成講座 | 3P | ●社協からのお知らせ | 4P |
| ●福祉給食サービス | 3P | | |

※みなさまの会費の一部は「社協だより」の発行に充てさせていただきます。

**特
集**

これを知っていれば安心

成年後見制度

『成年後見制度』という言葉は耳にしても、詳しい内容まではよくわからないという方は多いのではないのでしょうか。高齢化が進行している我が国では、認知症や病気等により判断能力が低下している方が多くなっており、成年後見制度を利用する方は年々増えています。今回は『成年後見制度』についてご紹介します。

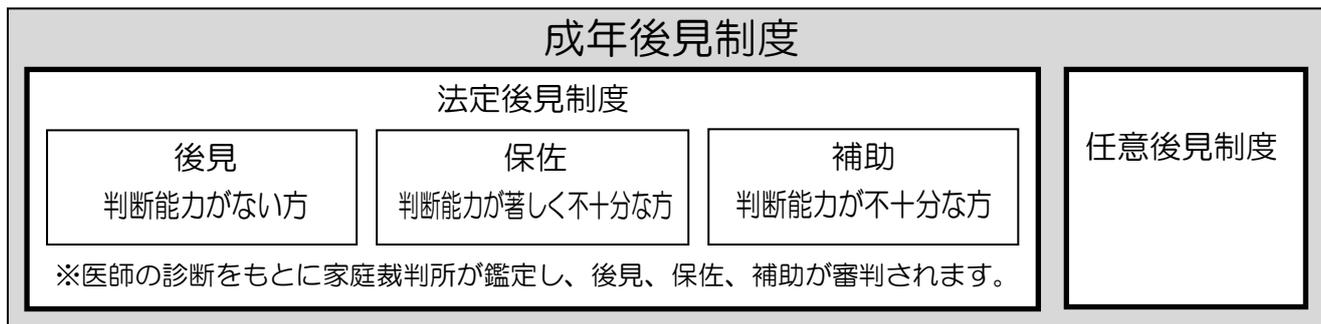
成年後見制度とは

認知症や障害等により判断能力が不十分な方が不利益を受けないために、家庭裁判所に申し立てし、その方の保護・支援をしてくれる方（成年後見人等）を付ける制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には2つの種類があります。

- ①法定後見制度 判断能力が実際に低下してから成年後見人を決めるものです。判断能力の程度により、『後見』『保佐』『補助』の3つの種類に分かれます。
- ②任意後見制度 判断能力が低下する前に、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ任意後見人に、自分の生活や財産管理に関する代理人契約を締結しておくものです。



成年後見制度でできること・できないこと

- ◆できること
 - 財産管理業務……印鑑・通帳の管理、収支の管理、不動産売買、年金受給、保険金請求、遺産分割協議への参加など
 - 身の回りの契約行為……入院手続き、医療費の支払い、介護サービス契約、施設への入所契約など
 - 身の回りの諸手続き……郵便物の管理、確定申告、身体障害者手帳の交付手続きなど
- ◆できないこと
 - 身元保証人になること（家族がなることができます）
 - 手術などの医療行為に同意すること（家族が同意することができます）
 - 身の回りの世話等をする（介護サービス等で対応します）

いかがでしたか。高齢化が進み認知症を始め様々な病気を抱えながら生活をしていく方が増える中で、『成年後見制度』はとても必要とされる制度です。

もっと詳しく知りたい方は、本会主催の「地域福祉フォーラム」（10月27日（木）、11月2日（水））にぜひご参加ください。講師の方から様々な事例を伺いながらより詳しく制度についてご紹介いたします。※地域福祉フォーラムの詳細につきましては、来月の社協だよりにてご紹介いたします。

災害ボランティアセンター

↳運営スタッフ養成講座を村社協が実施↳



大規模災害発生時に開設される『災害ボランティアセンター』の運営スタッフとしての知識を習得してもらおうと、8月20日、村保健福祉センターやまびこ館で『養成講座』が行われました。村社協の主催で今年で2回目。参加された9人は熱心に講師の話に耳を傾けました。

当日は、最初に、村総務課職員の伊本貴志氏から『清川村地域防災計画』について説明をいただき、その後、さま災害ボランティアネットワーク代表の濱田政宏氏から、災害ボランティアセンターの役割

り、機能等について、講義を受けました。

参加者は「村の地域防災計画の中で、災害ボランティアセンターがどのように位置づけられているかわかった」「運営スタッフの活動内容が具体的に理解できた」と話していました。

配食ボランティア活躍中

↳福祉給食サービス↳



↑ お弁当を手渡す小林さん（写真左）

村では、毎週2回、水曜日と金曜日に、一人暮らしの高齢者等へお昼にお弁当をお届けする給食サービス事業を村社協へ委託して実施しています。もみじ会の調理により美味しく出来上がったお弁当を高齢者のお宅へ直接お届けするのは配食ボランティアの皆さんです。

配食ボランティアとして登録されている方は現在15人。この15人でローテーションを組んで活動しています。活動時間は1時から正午までの約1時。「自分ができる時に参加でき、短い時間なのが魅力です。でも、一番の魅力は何と言っても利用者に『ありがとう』と笑顔で言ってもらえる瞬間です」と小林さんは笑います。暑い日が続いているですが、今日も元気に配食ボランティアは活動しています。

ひまわり児童クラブなどの夏祭り

↳デイサービスの話題↳



デイサービスの夏祭りは、例年『ひまわり児童クラブ』のみなさんを招待し、ひまわり館あげての夏祭りとしています。利用者だけでなく、クラブのみなさんが参加することで、夏祭りの雰囲気も一段と盛り上がります。クラブの職員は、「同じ建物内でも普段接することのないお年寄りと一緒に楽しむことで、子どもたちが、同じ建物にどのような方が通っているのか知る良い機会になりました」と話してくれました。



子どもたちからは利用者へ歌とメッセージカードがプレゼントされ、利用者にとって、とても良い交流となりました。

働く人のメンタルヘルス相談 (無料・予約面談制)

メンタルヘルスとは「心の健康」ということです。「身体の健康」に好調・不調があるように、複雑化する現代社会にあって、働く人の「心の健康」についても、長時間労働や職場の人間関係、仕事の内容、転勤などからストレスを生じてバランスを崩してしまうことがあります。

仕事や職場の人間関係に「悩み」を感じることは誰にでもあるものです。

職場でのストレスや、退職後の職場復帰への不安などの悩みがある時は、一人で悩まず、気軽にご相談ください。かながわ労働センター(本所)では、専門のカウンセラーが面接相談に応じています。

お気軽にご利用ください

秘密は厳守いたします。

ご本人以外に、ご家族や会社の上司・同僚の方からの ご相談にも応じます。電話予約のうえ、ご来所ください。

主な相談内容 人間関係、治療と就労、心身不調、家庭問題、仕事内容、転勤・出向、健康管理対策、人事労務、勤務時間など

相談日 第1週～4週の火曜日
午後1時30分～午後4時30分

相談員 専門のカウンセラー

相談時間 1回おおむね50分です

予約・問い合わせ先

神奈川県かながわ労働センター

TEL 045-633-6110 (内線2718)

電話受付時間 8:30～12:00
13:00～17:15

平成28年熊本地震の支援について

平成28年熊本地震では、熊本県をはじめ、大分県においても多くの被害が生じています。赤い羽根共同募金会では、被災地の支援を目的に4月15日から義援金の募集を始めています。皆様から頂きました義援金は随時、被災された方々へ届けられています。

清川村社協が事務運営をしている共同募金会清川村支会においても下記の期間まで義援金を募集しています。ご支援を検討されている方は、清川村社協までご相談ください。

募集期間 平成29年3月31日まで
(期間が延長されました)

※これまでに4件の義援金を受け付けています。

匿名の方	1,000円
匿名の方	5,000円
中根自治会館様	8,000円
清川かようクラブ様	30,472円

お問い合わせ先・義援金窓口

神奈川県共同募金会清川村支会
(清川村社協内) 担当: 山口

☎046-287-1118

回収にご協力ありがとうございます

平成28年7月～平成28年8月

○ペットボトルキャップ	15件
○古切手	4件
○使用済みプリペイドカード	2件

※古切手(使用済み切手)は、切手のまわりを5mmほど残して切り取ってください。



編集・発行

社会福祉法人

清川村社会福祉協議会

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2220-1

清川村保健福祉センターひまわり館内

電話 046(287)1118

FAX 046(287)2013

はなと
しゅおーむ
2ページ目では『成年後見制度』についてご紹介させて頂きました。住民の皆さまにはもっと詳しく知って欲しいと思い、来月地域福祉フォーラムを開催します。ご家族や将来の自分のために聞いてみてはいかがですか。詳細は、来月号の社協だよりに掲載しますので、ご覧いただきお申込みください。